

## 第6章 資料編

### 6-1. 板橋区中小企業診断士会 規約

(名称)

第1条 本会は、板橋区中小企業診断士会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を東京都板橋区に置く。

(目的)

第3条 本会は、次の事業を行うことを目的とする。

1. 板橋区の商工行政に協力し、地域産業の振興を図る。
2. 板橋区の商工団体の事業に協力する。
3. 板橋区の商工業者等に対し、経営診断、支援などを行う。
4. 会員相互の親睦、自己研鑽を実施する。
5. 上記を通じ会員の職務拡大と地域の向上を図る。

(会員資格)

第4条 本会の会員は、板橋区内に住所、事務所を有する中小企業診断士により構成する。  
板橋区外に住所、事務所を有する中小企業診断士であっても、常任理事会の承認をもって会員となることができる。

(入会・休会・退会)

第5条 1. 本会の会員になろうとする者は、会長の承認を受けた後、会員となることができる。  
2. 転勤、業務の都合等により一時休会を希望する者は、会長に届け出るものとする。  
3. 本会からの退会を希望する者は、会長に届け出るものとする。

(資格喪失)

第6条 本会の会員は、死亡、退会、除名により資格を喪失する。  
本会の運営を妨げる行為、信用失墜、名誉毀損等の行為をしたときは、常任理事会の承認をもって除名することができる。  
年会費を2年間納入しないときは退会したものとみなす。

(入会金及び年会費)

第7条 本会の会員になろうとする者は入会金を、本会の会員は年会費を、それぞれ納入しなければならない。ただし、休会中の会員は最長5年間に限り年会費を免除する。  
本会は、会員が期中に休会したり、その資格を喪失しても、既に納入した入会金、年会費は返還しない。

(役員の種類別)

第8条 1. 本会に次の役員を置く。

理事 20名以内

監事 2名以内

2. 理事のうち、1名を会長、若干名を副会長、若干名を常任理事とする。
3. 理事のうち、1名を名誉会長とすることができる。
4. 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

(役員の仕事)

- 第9条 1. 会長は、本会を代表し、会務を総理する。  
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は代行する。  
3. 会長、副会長、常任理事は、常任理事会に参加し、会務を処理する。  
4. 理事は、理事会に参加し、審議決定する。  
5. 監事は、本会の業務、財務の状況を監査証明する。  
6. 相談役、監事、名誉会員は、理事会に適宜出席してアドバイスを行う。

(役員の仕事)

- 第10条 役員の仕事は、2年とする。ただし、再任を妨げない。  
補欠により就任した役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(会議の種類)

- 第11条 本会の会議は、総会、常任理事会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の運営)

- 第12条 1. 通常総会は、年1回開催する。  
2. 臨時総会は、常任理事会の決議を経て、必要ある場合に会長が召集する。  
3. 総会の議長は、会長がこれにあたる。  
4. 総会の議事可決は、会員の過半数の同意をもって決定する。  
5. 可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の決議事項)

- 第13条 次の事項は総会の決議による。  
1. 規約の変更  
2. 年度事業計画、収支予算  
3. 年度事業報告、収支決算  
4. 役員を選任。但し期中に役員の仕事補欠を要する場合は理事会により選任出来るが、直近の総会で承認を得なければならない。  
5. その他常任理事会で必要と認める重要事項

(理事会等の議長)

- 第14条 常任理事会及び理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(組織)

- 第15条 本会の会務を推進するため、総務部、経理部、地域支援部、研修部、事業支援部、国際部、の6部を設定することができる。各部に部長を置き、任期は第10条に準ずる。部長は、常任理事会において選任する。各部には、常任理事会の承認を得て副部長等の補助専任者をおくことが出来る。

(事業年度・報告事項)

- 第16条 1. 本会の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日とする。  
2. 会長は、事業年度の終りに事業報告書、収支決算書を作成し、監事に提出しなければならない。

3. 会長は、前項書類を監査の意見書とともに通常総会に提出し、承認を得なければならない。

(名誉会員)

第17条 本会に特別な功績のあった者を、理事会の決定により名誉会員とすることが出来る。  
名誉会員は中小企業診断士資格の有無を問わない。名誉会員は年会費を免除する。

(規約に定めなき事項)

第18条 本規約に別段定めなき事項は、常任理事会において審議決定する。

(施行日)

第19条 本規約は昭和61年4月1日より施行する。

附 則

1. 本会の事務所は本会会長事務所内におく。
2. 入会金は5,000円、年会費は3,500円とする。
3. 平成13年5月26日改正。  
平成15年5月24日改正。  
平成17年5月28日改正。  
平成19年5月26日改正。  
平成21年5月23日改正。  
平成23年5月21日改正。  
平成25年1月26日改正。

## 6-2. 板橋区中小企業診断士会 歴代会長

初 代	豊 忠 吉
第 2 代	横 田 茂
第 3 代	齋 藤 利 雄
第 4 代	樋 口 博 基
第 5 代	青 木 弘 文

## 6-3. 板橋区中小企業診断士会 役員等名簿

平成 25 年 1 月 26 日

<u>顧問</u>	田中晃三、 秦源彦、 菅東一、 杉田寛
<u>相談役</u>	小倉豊次、 丸山昇、 山田芳弘、 日高嘉郎
<u>理事</u>	<u>役職</u>
	青木弘文 会長
	岩見正之 副会長 会長代理
	坂根宏明 副会長 事業統括
	萩原徹 副会長 総務総括
	柴田和重 副会長 事業支援部担当
	朝倉久男 副会長 地域支援部担当
	高畑健 常任理事 経理部部長
	岡田資司 常任理事 総務部部長
	渡辺哲 事業支援部部長
	石川政和 研修部部長
	阿部隆 地域支援部部長
	伊藤敦 国際部部長
	菅野寿春 経理部副部長
	中村昌幸 地域支援部副部長
	千種伸彰 プロジェクト担当
	大江隆夫 プロジェクト担当
	柴田昌行 総務部副部長
	小木曾栄 研修部副部長
	三澤みどり 地域支援部副部長
	松原秀樹 国際部副部長
<u>研修部 部員</u>	中谷健、 鵜頭誠
<u>地域支援部 部員</u>	佐久間章、 星聖一、 松本恭子
<u>監事</u>	坂井雅和、 大内康弘
<u>名誉会員</u>	齋藤利雄、 樋口博基

## 6-4. 板橋区中小企業診断士会 会員名簿

2013年1月1日現在

相川 尚之、相田 俊行、青木 弘文、朝倉 久男、阿部 隆、飯尾 英樹、石井 邦利、石川 政和、磯村 達也、伊藤 敦、稲葉 寛、岩見 正之、鵜頭 誠、江澤 博、大内 康弘、大江 隆夫、大久保 優子、大矢 智子、岡田 資司、小倉 豊次、小澤 栄一、小田 澄男、鍛冶田 良、片山 國義、亀村 治、河西 千穂、菅野 寿春、木村 多実夫、木村 英幸、金 成一、栗島 佐知子、栗原 啓悟、栗原 泰生、河本 吉弘、小木曾 栄、小嶋 俊裕、小峰 正義、酒井 寛行、坂井 雅和、坂根 宏明、佐久間 章、笹川 大介、佐藤 正浩、沢村 誉、篠崎 利恵、柴田 和重、柴田 昌行、嶋田 尚、杉山 健二、仙田 恭一、高田 明夫、高橋 芸臣、高畑 健、田村 俊紘、千種 伸彰、仲野 邦彦、中野 雅明、中村 昌幸、中谷 健、中山 高秀、長山 貴士、野寺 芳生、萩原 徹、早川 猛、日高 嘉郎、平野 修、肥留間 俊哉、廣部 光紀、深堀 洋介、福田 和夫、藤井 徹郎、藤川 俊夫、古川 弘、星 聖一、松浦 弘和、松原 秀樹、松本 恭子、丸山 昇、三澤 みどり、水口 若菜、水野 響、宮脇 幹太、茂木 崇、八木 則茂、柳田 譲、山倉 一記、山崎 敬、山下 朗裕、山田 芳弘、山辺 俊夫、渡辺 恵介、渡辺 哲



## あとがき

板橋区中小企業診断士会(板診会)の創設以来、永きにわたってお世話になっている板橋区が、区制施行80周年を迎えるにあたって、板診会としても祝意を示したいとの発意があったのは、板橋区長のメッセージが公表された平成24年6月下旬の事でした。その致し方の検討過程において、この祝事に併せて板診会の25周年を記念した冊子を出版する計画に発展し、7月末に青木会長を実行委員長とする25周年記念出版実行委員会が設置され、方針が定められました。

実行委員長 青木 弘文、 副委員長 萩原 徹、 実行委員 岩見 正之、 柴田 和重、  
渡辺 哲、 千種 伸彰、 小木曾 栄、 中谷 健、 鵜頭 誠  
以上 9名

出版の目的 板橋区制80周年祝賀 と併せて、板橋区中小企業診断士会 25年余の活動結果を広く会内外に示す。

出版の時期 平成24年度中に発行、配布する。

編集の方針 以下4つの視点を併せてまとめる。

1. 板橋区制80周年を祝い、板橋区を広く紹介して、その中での板診会の関わりにも触れる。
2. 板診会のこれまでの記録を拾い出し、辿ってきた歴史を振り返り、将来の糧にする。
3. 25周年を期して、会員から未来志向の投稿を募集・掲載して、活動の一端を紹介する。
4. 板診会ならびに会員を紹介し、区、協力団体や関連機関へのアピールを行う。

板診会の過去の記録探しは特に難儀いたしました。ITが一般化する以前は記録が残らない方が普通の時代であったのかと、技術進歩による便利さに気づかされたものでしたが、その中で、創立10周年当時の名簿が見つかり、30名の会員名が記載されておりましたが、このうち現在も在籍されているのはわずか4名でした。

爾来、5回の実行委員会を開催して、草稿からの校閲、校正を経て印刷に掛かり、ここに製本が完了して、お手元にお届けできることは、実行委員会として望外の喜びであります。

この記念出版に当たり、特別寄稿をお願いした各位におかれましては、ご多忙中のところを押して、過分なる評価を含むご丁寧なご挨拶文を賜り、恐縮いたしますとともに、一同 非常に感謝しております。巻末の非礼を顧みず、謹んで心からの感謝をお伝え申し上げたいと存じます。

ゲスト投稿を頂いた東京協会 地域支援部の中村稔様、ならびに執筆、投稿に応じて頂いた会員諸氏 にも、ご協力と協働を感謝いたします。

現在の会員、さらには将来に参加される会員もこの冊子から、板診会発足以来周囲から賜った多大なご支援・ご協力と、自己研鑽ならびに職域開拓に向けて為された諸先輩の努力の積み重ねの足跡をたどり、改めて板診会の存在意義と価値を認識して活動の糧として励み、社会への貢献と、板診会の更なる発展に寄与されることを期待するものです。

平成25年(2013年)2月28日

(25周年記念出版実行委員会)

当団体は  
一般社団法人 東京都中小企業診断士協会 城北支部  
と 緊密に 共同活動を行っております。

板橋区中小企業診断士会 25周年記念誌  
＜ 祝 板橋区制施行80周年 ＞

2013年2月28日発行

板橋区中小企業診断士会

〒175-0082 東京都板橋区高島平 3-11-7 -404

TEL & FAX : 03 - 3930 - 8646

発行者 : 青木 弘文

編集長 : 萩原 徹

編集委員 : 柴田 和重 / 小木曾 栄 / 鶴頭 誠 /

中谷 健 / 千種 伸彰 / 渡辺 哲 /

岩見 正之

印刷 : O'PRESS [オープレス] 大平 克巳

本書の全部または一部を無断で複写複製することは、著作権法で禁じられています